

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

玄海町長

公表日

令和7年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	地方税法、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 所得情報、住民票の異動及び国民健康保険の得喪等に基づく国民健康保険税の賦課 2. 申請に基づく国民健康保険税の減免 3. 国民健康保険税の特別徴収に関する事務 4. 国民健康保険税の納税通知書及び更正通知書の送付 5. 賦課期日以降に転入し、国民健康保険に加入した住民の所得照会 6. 国民健康保険税の納付額通知書の送付 7. 国民健康保険税の徴収・収納事務
③システムの名称	市町村事務処理標準システム、国保総合システム、国保都道府県集約システム、統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1.賦課基本ファイル 2.介護基本ファイル 3.支援基本ファイル 4.賦課個人ファイル 5.期割情報ファイル 6.収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第二十四項及び第四十四項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 情報提供無し (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条の表 第四十八項、第六十九項、第七十一項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2157
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認しており、住基ネットによる照会作業が発生しない。 ・特定個人情報を取り扱う可能性があるUSB メモリはパスワードが必須で暗号化されており、書類は施錠できる書棚に保管している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。アクセス制限手順については、所属長及びシステム部門が許可した後、システム部門で設定を行うフローを確立している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、上記と同様と対策をとっており担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第16項 第30	番号法第9条第1項 別表第一 第16項 行政手続きにおける特定の個人を識別するた	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 (1、2、3、	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 27の項	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	税務課長 青木 敏治	税務課長 井上 新吾	事前	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成27年6月1日時点	平成28年3月31日時点	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	税務課長 井上 新吾	税務課長 中山 昇洋	事前	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成29年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを	地方税法、国民健康保険法及び行政手続きに おける特定の個人を識別するための番号の利	地方税法、国民健康保険法及び行政手続きに おける特定の個人を識別するための番号の利	事後	
平成29年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを	国民健康保険税システム、団体内統合宛名シ ステム、中間サーバ	国民健康保険税システム、収納消込システム、 団体内統合宛名システム、中間サーバ	事後	
平成29年10月1日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	1.賦課基本ファイル 2.介護基本ファイル 3.支 援基本ファイル 4.賦課個人ファイル 5.期割情	1.賦課基本ファイル 2.介護基本ファイル 3.支 援基本ファイル 4.賦課個人ファイル 5.期割情	事後	
平成29年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 27の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、	事後	
平成29年10月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成29年3月31日時点	平成29年10月1日時点	事後	
平成30年10月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	税務課長 中山 昇洋	税務課長	事後	
平成30年10月18日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成29年10月1日時点	平成30年10月18日時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年1月31日	I 5.評価実施機関における 担当部署	①部署 税務課 ②所属長の役職名 税務課長	①部署 住民課 ②所属長の役職名 住民課長	事後	
令和2年1月31日	I 8.特定個人情報ファイルの 取扱に関する問合せ	税務課	住民課	事後	
令和2年8月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年9月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、	(情報提供の根拠) 情報提供無し	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第16項 行政手続きにおける特定の個人を識別するた	番号法第9条第1項 別表第一 第16項	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) 情報提供無し	(情報提供の根拠) 情報提供無し	事後	
令和3年10月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和2年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年12月22日	I 関連情報 4. ②法令上 の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事前	
令和5年8月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第16項	番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の 項	事後	
令和5年8月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	
令和5年8月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和6年8月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の 項	番号法第9条第1項 別表 第二十四項及び 第四十四項	事後	
令和6年8月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	(情報提供の根拠) 情報提供無し	事後	
令和6年10月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和5年7月1日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用	(情報提供の根拠) 情報提供無し	(情報提供の根拠) 情報提供無し	事後	
令和6年10月31日	8. 入手を介在させる作業 判 断の根拠	【新様式による追記】	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その 上で記載されたマイナンバーの真正性確認し、 業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ 閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施	事後	
令和6年10月31日	11. 最も優先度が高いと考え られる対策	【新様式による追記】		事後	
令和6年10月31日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	国民健康保険税システム、収納消込システム、 団体内統合宛名システム、中間サーバ	国民健康保険税システム(事務処理標準シ ステム及び国保標準支援システム)、収納消込シ	事後	
令和7年10月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和6年10月31日時点	令和7年6月30日時点	事後	